民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十号

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令

内閣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項及び附則第六条第一項において準用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第二項、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第九条第一項の規定により読み替えて適用する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第五条及び第六条並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第十四条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港又は空港航空保安施設の検査）

第一条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条の規定を準用する。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の読替え）

第二条　法第九条第一項の規定により読み替えて適用する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第五条及び第六条の規定を適用する場合における公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第二条（見出しを含む。）、第三条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「補助」とあるのは、「助成」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年七月二十五日）から施行する。

（民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）

第二条　法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用する。

（親会社等）

第三条　法附則第十四条第二項第三号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年七月十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一〇七

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「相談指導室長　上席転嫁対策調査官」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「、統計局総務課若しくは統計情報システム課」を「若しくは統計局総務課」に改め、「普通扶助料室長」を削り、「国際企画室長　番号企画室長」を「国際企画室長　保険計理監理官　番号企画室長　電気通信利用者情報政策室長」に、「監視管理室長　保険計理監理官」を「監視管理室長　統計品質管理官　統計情報企画室長」に改め、「首席精度管理情報官」を削り、同部統計研修所の項中「統計図書館長」を削る。

別表法務省の部内部部局の項中「国際室長」を「国際室長　企画調査官」に、「訟務調査官　企画調査官」を「訟務調査室長」に改め、同部矯正管区の項中「部長」を「部長　首席管区監査官」に、「専門職（職員課に所属する者に限る。）」を「管区監査官　矯正専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「海上安全保障政策室長」を「海上安全保障政策室長　宇宙室長」に改め、「知的財産室長」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「国際協力政策室長　企画調整室長」を「国際協力企画室長」に改め、「放射線環境対策室長　放射線規制室長　国際企画官」及び「核不拡散・保障措置室長」を削り、「宇宙利用推進室長」を「宇宙利用推進室長　宇宙科学技術推進企画官」に、「健康教育企画室長」を「健康教育企画室長　国際戦略企画官」に改め、同部原子力事務所の項を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「政策医療課」を「国立病院課」に、「環境改善室長　電離放射線労働者健康対策室長　化学物質評価室長」を「電離放射線労働者健康対策室長　化学物質評価室長　環境改善室長」に、「基盤整備室長」を「基盤整備室長　就労支援訓練企画官」に、「システム室長　政策企画官」を「システム室長　政策企画官　社会保障財政企画官」に改め、同部国立感染症研究所の項中「感染症情報センター長」を「感染症疫学センター長」に改め、同部国立障害者リハビリテーションセンターの項中「部長　課長」を「部長　課長　高次脳機能障害情報・支援センター長　発達障害情報・支援センター長」に改め、同部国立障害者リハビリテーション自立支援局国立福祉型障害児入所施設の項中「次長」を削り、同部国立障害者リハビリテーションセンター病院の項中「健康増進センター長」を「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター長」に改め、同部国立障害者リハビリテーションセンター研究所の項中「高次脳機能障害情報・支援センター長　発達障害情報・支援センター長」を削る。

別表農林水産省の部内部部局の項中「人事調査官　管理官」を「人事調査官　管理官　企画官（秘書課に所属する者に限る。）」に改め、同部動物検疫所支所の項中「検疫第四課長」を「検疫第四課長　貨物検査課長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「企画・国際室長」を削る。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「新エネルギー等電気利用推進室長」を「国際室長」に改め、「電源立地企画官」を削る。